

建設業経営力強化支援事業実施要領

第1章 総則

(目的)

第1 この要領は、建設業経営力強化支援事業費補助金交付要綱（平成18年5月26日建技第120号。以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付に必要な事項及び新分野進出及び新技術開発等事業、合併等事業並びに建設技術等販路開拓支援事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2 この補助事業は、次の事業を対象とする。

- (1) 新分野進出及び新技術開発等事業
- (2) 合併等事業
- (3) 建設技術等販路開拓支援事業

第2章 新分野進出及び新技術開発等事業

(応募)

第3 新分野進出及び新技術開発等事業を実施しようとする者（以下「新分野事業者」という。）は、建設業経営力強化支援事業費補助金（新分野進出及び新技術開発等事業）応募申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、知事が別に定める期日までに応募するものとする。

(新分野事業予定者への通知)

第4 知事は、新分野事業者を選定したときは、建設業経営力強化支援事業採択（不採択）通知書（様式第3号）により、新分野事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第5 新分野事業者は、第4の通知を受けたときは、期限までに建設業経営力強化支援事業費補助金交付申請書（要綱様式第1号）により、補助金の交付を知事に申請するものとする。

2 同一企業の同一年度内の申請は、1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第6 知事は、第5の申請を受けたときは、建設業経営力強化支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、新分野事業者に通知するものとする。

(補助事業の対象経費等)

第7 交付決定額は、補助金の交付の対象となる経費の2分の1以内の額とし、100万円を上限額とする。なお、この額に千円未満の端数がある場合、これを切り捨てるものとする。

2 内容の変更の申請を要しない変更は、要綱第4に定める軽微な変更であって補助金額の増額を伴わない変更とし、実績報告書の提出をもって承認申請をしたものとみなすことができる。

3 知事は、要綱第4各号に規定する変更の申請又は前項に規定する実績報告書の提出を受け、補助

金額等の変更を承認する場合は、次により新分野事業者に通知するものとする。

(1) 補助金額の変更を伴う場合

建設業経営力強化支援事業補助金変更承認通知書（様式第5号）

(2) 補助金額の変更を伴わない場合

建設業経営力強化支援事業補助金事業計画変更承認通知書（様式第6号）

（財産の管理及び処分）

第8 新分野事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

2 新分野事業者は、取得財産を他の用途に使用し、他の者に貸し付け、譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保にしようとする場合は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の規定により承認を受けた取得財産等（別に定める耐用年数を経過した取得財産等を除く。）の処分により収入があったときは、収入の全部又は一部を納付させることがある。

（備品等の耐用年数）

第9 補助金により購入した備品等の耐用年数については、「所得税法又は法人税法の減価償却資産の耐用年数を定める省令」（昭和40年3月大蔵省令第15号）に定めるとおりとする。

第3章 合併等事業

（補助金の交付申請）

第10 合併等事業を実施しようとする者（以下「合併等事業者」という。）は、建設業経営力強化支援事業費補助金（合併等事業）交付申請書（要綱様式第2号）に関係書類を添付して、補助金の交付を知事に申請するものとする。

（補助金の交付決定）

第11 知事は、第10の申請を受けたときは、建設業経営力強化支援事業費補助金（合併等事業）交付決定通知書（様式第4号）により、合併等事業者に通知するものとする。

（補助事業の対象経費等）

第12 交付決定額は、補助金の交付の対象となる経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限額とする。なお、この額に千円未満の端数がある場合、これを切り捨てるものとする。

2 内容の変更の申請を要しない変更は、要綱第4に定める経費間の補助金額の2割以内の変更であって補助金額の増額を伴わない変更とし、実績報告書の提出をもって承認申請したものとみなすことができる。

第5章 建設技術等販路開拓支援事業

(応募)

第13 建設技術等販路開拓支援事業を実施しようとする者（以下「建設技術事業者」という。）は、建設業経営力強化支援事業費補助金（建設技術等販路開拓支援事業）応募申請書（様式第2号）に関係書類を添付して、知事が別に定める期日までに応募するものとする。

（建設技術事業予定者への通知）

第14 知事は、建設技術事業者を選定したときは、建設業経営力強化支援事業採択（不採択）通知書（様式第3号）により、建設技術事業者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第15 建設技術事業者は、第14の通知を受けたときは、期限までに建設業経営力強化支援事業費補助金交付申請書（要綱様式第3号）により、補助金の交付を知事に申請するものとする。

（補助金の交付決定）

第16 知事は、第15の申請を受けたときは、建設業経営力強化支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、建設技術事業者に通知するものとする。

（補助事業の対象経費等）

第17 交付決定額は、補助金の交付の対象となる経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限額とする。なお、この額に千円未満の端数がある場合、これを切り捨てるものとする。

2 内容の変更の申請を要しない変更は、要綱第4に定める軽微な変更であって補助金額の増額を伴わない変更とし、実績報告書の提出をもって承認申請をしたものとみなすことができる。

3 知事は、要綱第4各号に規定する変更の申請又は前項に規定する実績報告書の提出を受け、補助金額等の変更を承認する場合は、次により建設技術事業者に通知するものとする。

（1） 補助金額の変更を伴う場合

建設業経営力強化支援事業補助金変更承認通知書（様式第6号）

（2） 補助金額の変更を伴わない場合

建設業経営力強化支援事業補助金事業計画変更承認通知書（様式第7号）

第6章 その他

(確認検査)

第18 知事は、補助事業の進捗を管理し、新分野事業者又は合併等事業者（以下「補助事業者」という。）から実績報告があったときは、次に掲げる書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

- ア 支出関係帳簿
- イ 契約関係書類
- ウ 補助金手続関係書類
- エ その他必要と認められる書類

(書類の整備等)

第19 補助事業者は、補助金に係る経理について、常にその収支を明らかにした書類及び帳簿を整備するとともに、補助事業完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

(報告、調査及び指示)

第20 知事は、補助金の交付に関し必要と認める場合は、補助事業者に対し報告を求め、補助金に係る関係書類その他必要な物件を調査し、又は必要な事項を指示することができる。